

浜松商工会議所の個人年金共済制度 給付額試算表

(拠出型企業年金保険)

当制度の委託保険会社の一部が平成 22 年 4 月 1 日より予定利率を引き下げる予定です。

予定利率引き下げ後の給付額試算表は下表のとおりとなりますのでご了承のうえご加入いただきますようお願い申し上げます。

■給付額試算表

積立金額(脱退一時金額) および開始時年金月額

[月払掛金 10口 10,000円について]

加入年数	掛金累計	積立金額 (脱退一時金)	70歳開始時年金月額	
			10年確定年金	15年保証終身年金(男)
1年	120,000円	約 114,900円	約 _____円	約 _____円
2	240,000	230,700	_____	_____
3	360,000	347,500	_____	_____
4	480,000	465,200	_____	_____
5	600,000	583,800	4,900	2,800
6	720,000	703,500	5,900	3,400
7	840,000	824,000	6,900	4,000
8	960,000	945,600	8,000	4,500
9	1,080,000	1,068,100	9,000	5,200
10	1,200,000	1,191,700	10,100	5,800
15	1,800,000	1,824,400	15,500	8,800
20	2,400,000	2,483,000	21,100	12,100
25	3,000,000	3,168,600	26,900	15,400
30	3,600,000	3,882,300	33,000	18,900

[一時払掛金1口 100,000円について]

加入年数	掛金累計	積立金額 (脱退一時金)	70歳開始時年金月額	
			10年確定年金	15年保証終身年金(男)
1年	100,000円	約 98,180円	約 _____円	約 _____円
2	100,000	98,970	_____	_____
3	100,000	99,770	_____	_____
4	100,000	100,570	_____	_____
5	100,000	101,380	860	490
6	100,000	102,200	860	490
7	100,000	103,020	870	500
8	100,000	103,860	880	500
9	100,000	104,690	880	510
10	100,000	105,540	890	510
15	100,000	109,860	930	530
20	100,000	114,360	970	550
25	100,000	119,050	1,010	580
30	100,000	123,920	1,050	600

(注) 1. 試算額は変動(増減)します。

給付額試算表の金額は次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- (1) 月払掛金は25,000口を常に維持していること。
- (2) 加入者全員の掛金が、所定の払込月の1日に入金されたものであること。
- (3) 給付額試算表の金額は、各委託保険会社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)[平成 22 年 4 月現在] および委託割合[平成 22 年 1 月現在]に基づき計算しております。

基礎率(予定利率・予定死亡率等)、委託保険会社および委託割合については、将来変更されることがあります。

2. 加入後一定の期間は、脱退一時金が掛金累計額を下回ります。
3. 上表の15年保証終身年金の年金月額は、男性の方が70歳から年金受取を開始した場合の試算例であり、全ての年金受取開始時年齢について表示しているものではありません。また、女性の方は男性よりも金額が少なくなります。
4. 上表の年金月額は3ヵ月払とし、3・6・9・12月にお支払いします。

※制度内容については、「浜松商工会議所 個人年金共済制度」のパンフレットおよび契約概要・注意喚起情報に記載されていますので、必ずご覧ください。

《委託保険会社および委託割合》

大同生命保険株式会社 (58.29%)(事務幹事会社)

富国生命保険相互会社 (18.56%)	三井生命保険株式会社 (6.73%)	アクサ生命保険株式会社 (1.00%)
第一生命保険相互会社 (9.59%)	住友生命保険相互会社 (5.83%)	

上記の委託保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの委託割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。また、委託保険会社および委託割合は変更することがあります。(上記の委託保険会社および委託割合は平成 22 年 1 月現在のものです。)なお、各委託保険会社の実績等により、給付金支払の委託割合が上記の委託割合と異なることがあります。